海事協通信

2014年4月号



まだ道端は残雪に覆われていますが、郊外に出向くと路肩から力強 さを感じる「ふきのとう」が顔を出し、このごろの気温の気持ち良 さは、春の訪れを予感させますね。

北海道神宮の桜の開花が待ち遠しくなるような季節になりました。

3月は多くの技能実習生が研修施設で「日本での生活が有意義に暮らせるよう」日本語指導を職員一同、真心を込めて共に成長できるよう学習しています。

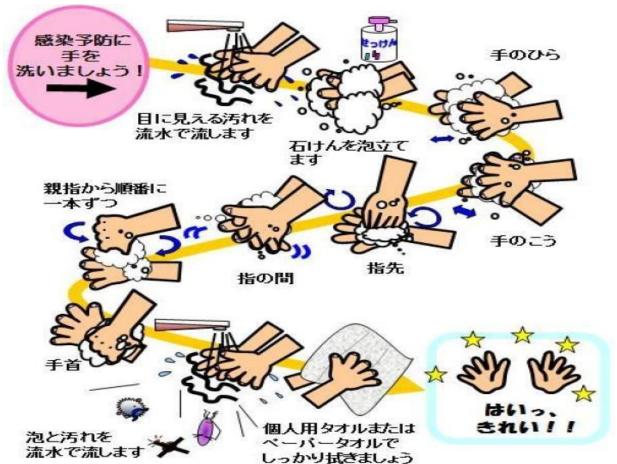
第10回 出前授業

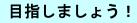
見て! 聞いて! 触って! 参加して!

指導員と触れ合いながら楽しく学んだ「衛生講座」

「3月17日、大教室で、札幌市主催の「手洗い講座」が開かれました。 3月初旬入国した技能実習生(30名)の皆さんが日本で生活するうえで 基本となる「安全な食生活に向けて」を正しくとらえていただこうと、札 幌市の専任講師に約1時間の講演をしていただきました」









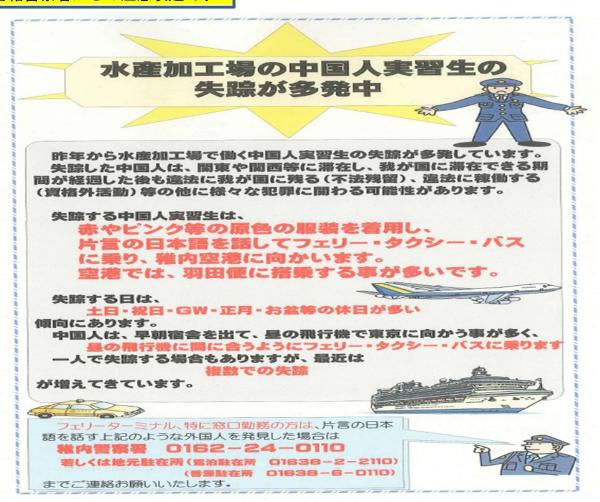
海事協は「優良監理団体」そして全組合員が「優良技能実習先」 2013年12月改訂された「技能実習生の入国・在留管理に関す る法務省指針」の主な改正内容は監査の適正化を目指し、「監査 の視点」「手順」「方法」と「不正行為について具体化・明確化」 に示されました。

主な改正点は

調査書類に、従来の賃金台帳、実習日誌に加えて、<u>タイムカード</u>が新たに求められ、 実施状況では、新たに労働時間の計画との齟齬に対する報告が求められました。 具体的な問題の有無として、

- 1) 不適切な方法による管理(携帯電話の所持禁止、外出制限、来客面会禁止、罰金の徴収)、生活環境の不備の有無などに対する報告が設けられました。
- 2) 実習上のトラブル(会社の規律違反、怠業、喧嘩、近隣住民との紛争、実習中の 事件、事故、警察沙汰、交通事故)報告など、具体的に報告する様式に変更されま した。

管轄警察署からの注意喚起です





仲間! よろしく!

今年新たにベトナム人技能実習生の受入が決定され、現在人選が急ピッチで進められています。昨年12月、ベトナム送出機関を訪問し、日本語学校を視察、授業風景、宿舎を見学してきました。



宿舎はコンパネ にゴザを引いた だけの寝床です。



授業中の目の輝きは 15年前の中国人と同 じでした。



高層ビルの自社ビル で4階と15階が外国 人共同受入事業の関 連企業です。



法律コラム 第3回目

法律事務所便り ~あなたも裁判員!?

全国で約35,000人。

これまでに裁判員に選任された方の人数です。国民からくじで選ばれた裁判員が刑事裁判に参加 する裁判員制度のスタートから、今年で5年を迎えます。

ちなみに実際に裁判員に選任されるまでは至らなくても、裁判員候補者に選定されたのは約55万人ですから、皆さんの周りにも裁判員候補者に選ばれたことがある方がいらっしゃるかもしれません。

先日、裁判員裁判の弁護人を務めました。ついつい難解な法律用語に頼りがちな日常を反省し、 分かりやすい言葉で伝える大切さを改めて感じるとともに、それぞれの生活体験をお持ちの裁判 員の皆さんからの指摘に、はっとさせられる一幕がありました。

70歳以上である、育児や介護の都合がある、事業に著しい損害が発生するおそれがあるなど一定の理由がある場合には裁判員を辞退できますが、もしお手元に通知が届いたら、体験されてはいかがでしょうか。

あお葉法律事務所 弁護士 伊藤 絢子

「これからの海事協通信は色々な職員が編集する予定ですのでいろいろと頓珍漢なことを言って しまうかもしれませんが、それもご愛嬌とお許しいただいて、皆さんと一緒に面白い紙面を作っ て行きたいと思います。」

4月担当:吉村でした。